

# 委員会行政視察報告書

令和元年11月28日提出

井原市議会議長 坊野 公治 様

報告者 市民福祉委員会

委員長 簀戸 利昭

副委員長 柳原 英子

委員 西村 慎次郎

委員 惣台 己吉

委員 藤原 浩司

委員 三輪 順治

委員 大滝 文則

期 間	令和元年11月6日（水）～令和元年11月8日（金）
出張先及び 担当職員 職名・氏名	静岡県富士宮市 議会事務局：川村有香係長 福祉企画課：新谷久美子係長 福祉総合相談課：石川博紀主幹 静岡県富士市 あったかおおぶち 芹澤 浩理事長 静岡県富士市 議会事務局：小野晴敏専門員、遠藤美里主査 生活支援課：松葉剛哲上席主事 ユニバーサル就労支援センター：吉田美夏就労支援員 静岡県静岡市 児童養護施設静岡ホーム 藤田一敏施設長
出張者氏名	委員：簀戸利昭、柳原英子、西村慎次郎、惣台己吉、藤原浩司、三輪順治、 大滝文則 執行部：和田広志健康福祉部参与 議会事務局：多賀大祐
調査項目	静岡県富士宮市 ワンストップ福祉総合相談支援体制構築への取り組みについて 静岡県富士市 あったかおおぶち ふじのくに型福祉サービスについて (現地視察) 静岡県富士市 ユニバーサル就労について 静岡県静岡市 児童養護施設静岡ホーム 児童虐待について (現地視察)
(概要) 別紙のとおり	
(所感) 別紙のとおり	

1. 報告書は、視察・研修終了後1カ月以内に提出してください。
2. 概要、所感については、別紙を添付してください。
3. 所感には、1行目の右端に委員名を記載してください。

## 市民福祉委員会行政視察（概要）

○静岡県富士宮市（令和元年度11月6日）

ワンストップ福祉総合相談支援体制構築への取り組みについて  
（地域包括支援センターを基盤にした総合窓口の設置）

### 1. 総合相談に係る人員配置

福祉相談支援係：係長1名、保健師（精神保健福祉士）1名、社会福祉士1名、事務員1名、  
女性相談員（嘱託員）2名、福祉相談員（嘱託員）1名

### 2. 業務内容

- ・ 丸ごとの福祉総合相談  
どこに相談をしてよいかわからない不明確な福祉的な相談、8050問題の50歳側の支援、複合的な家族相談
- ・ 生活困窮相談  
市社協に生活困窮自立支援事業を委託しているが、一緒に話を聞く
- ・ 生活保護前のインテーク
- ・ 生活支援ハウスの委託と利用者の調整・養護老人ホームの入所判定
- ・ 婦人相談員を配置しDV相談の実施

### 3. 相談内容

【1】どこに相談してよいかわからない福祉的な相談・複合的な相談としてのインテーク

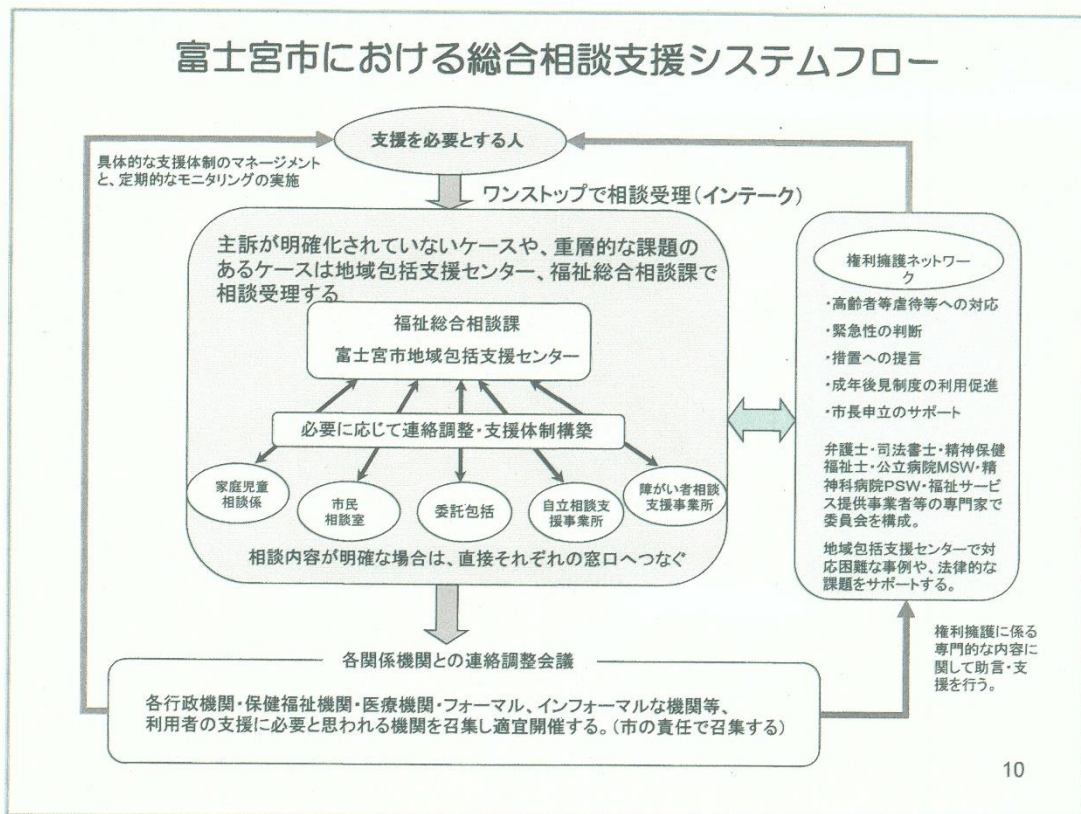
- ① 相談を受理し、必要な機関部署に連絡をして渡す。
- ② かかわる機関がない場合、関与しながら適切な機関に渡す。

【2】生活困窮としての相談

- ① 高齢者の経済的な相談（直営地域包括支援センターや、委託地域包括支援センターと連携）
  - ・ 年金だけでは生活が大変。少し就労したい等
- ② 8050問題の、50歳側の引きこもりや、就労の支援（地域包括支援センターやケアマネージャーと連携）
  - ・ 生活困窮者自立支援事業利用者  
合計で97人
    - ⇒ 市社協に委託し自立支援事業プランを作成し支援をしている。  
（男女の内訳 7：3）
    - ⇒ そのうち引きこもり者は男性で11人。40～60歳代で、多いのは50歳代。
  - ・ 困って自ら相談に来ることもあるが、母親を担当しているケアマネージャーや、地域包括支援センターからの紹介でつながる。

- ・ 若い年代の引きこもりの両親は若く、経済的にも困っていないため、つながってこない。
- ③ ホームレスの生活相談
- ・ 男性ホームレスは、生活困窮の一時生活支援事業の利用
  - ・ 女性ホームレスは、婦人相談員と連携し相談を受理
- ④ 女性のDV被害者の生活困窮相談（DV被害者は婦人相談員と連携）
- ⑤ 派遣労働者の相談
- ・ 本日中に退寮しなければならない。家がない。
  - ・ 給与が少ない。前借をしまいお金がない。

富士宮市地域包括支援センター（直営・基幹型）市直営1カ所、委託5カ所地域分けしている。



○静岡県富士市（令和元年11月7日）

ふじのくに型福祉サービスについて（あったかおおぶち）現地視察

小規模多機能型居宅介護あったかおおぶち「小規模多機能型居宅介護」

NPO法人おおぶち居宅介護支援事業所

共生型福祉施設（あったかおおぶち）

理事長の芹澤 浩氏は、実母の介護をきっかけに30歳代後半にNPO法人を設立し、義母と共に介護事業所を立ち上げられた。立ち上げ当時に出会われた方々が実践されていた「富山型デイサービス」に特に衝撃を受けられ、高齢者も赤ちゃんも、障害のある人もない人も、さらに近所の人たちも出入りして、自由に、ゆったりと一日を過ごす姿が「あったかおおぶち」のめざすところとなったとのこと。今では、「困ったら芹澤さんのところ」と地域の皆さんから頼られる存在になっている。さらに、平成22年から障害のある人を雇用したり、特別支援学校の生徒を実習生として受け入れるなど就労支援にも積極的に取り組んでおられる。



○静岡県富士市（令和元年11月7日）

ユニバーサル就労について

（富士市ユニバーサル就労支援センター）

### 【ユニバーサル就労推進事業】

#### 1. ユニバーサル就労とは

- ・ 働きたくても働くことができない全ての富士市民が働けるまちにすること
- ・ これを目指すために、平成29年4月「ユニバーサル就労の推進に関する条例」を施行

#### 2. 富士市で始まった経緯

市民 ⇒ 平成26年11月 市民団体より1万9千人余の署名

障害者（児）が働くことに困らないように障害者雇用に積極的な企業の誘致、支援を要望。

議会 ⇒ 平成27年2月 市議会

「ユニバーサル就労推進議員連盟」設立。36人中33人が参加。

その後、市へユニバーサル就労に関する事業提案書を提出。

行政 ⇒ 平成28年3月 富士市

副市長をトップとして検討委員会を設置し事業・業務調査開始。

議会・行政 ⇒ 平成28年5月～11月 市議会と富士市

日本初の事業に向けて、議会と行政が協働して事業化。

市民+議会+行政

3者で作ったユニバーサル就労

#### 3. ユニバーサル就労の対象者

働きたいのに、働きづらさを抱えている全ての市民

（例）

- ・ 就労ブランクが長い方
- ・ 引きこもり状態の方
- ・ コミュニケーションが苦手な方
- ・ 触法歴がある、執行猶予中の方
- ・ 障害手帳の有無にかかわらず、何らかの障害のある方
- ・ 病気で働き方に制約のある方
- ・ 長時間労働が難しい方
- ・ 心身に不調があり、職務の理解や配慮が必要な方

- ・ 応募しても採用される自信がない方
- ・ リタイヤ後の高齢の方
- ・ 子育て中や家族の介護中の方
- ・ 将来のキャリア形成に不安のある方 など

#### 4. 富士市ユニバーサル就労と支援センター

##### ★ユニバーサル就労 ≠ ユニバーサル就労支援センター

ユニバーサル就労の就労支援とは、ユニバーサル就労支援センターを含む、富士市で就労支援を行っている全ての窓口（事業所）の就労支援のこと。

##### ★ユニバーサル就労支援センターとは

平成29年4月に開設したユニバーサル就労支援センターは、今までどの窓口（事業所）でも対象外となってしまう方へも就労支援できるように作られたもの。

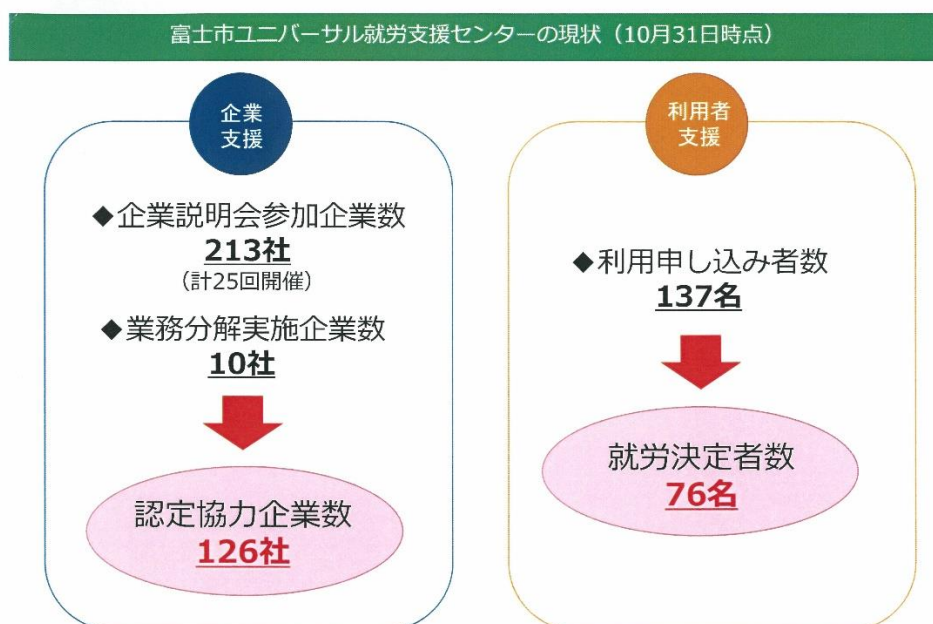
##### ★ユニバーサル就労窓口とは

ユニバーサル就労の相談は、市生活支援課か社協のくらし・しごと相談窓口で受け取り、そこから、支援センターを含むその他にあった適切な窓口（事業所）を案内している。

##### ★各窓口（事業所）と支援センターの連携は

ユニバーサル就労の目的は、働くことができない方が働くことができるようになることである。そのため、各窓口とユニバーサル就労支援センターは、連携してその方が就労できるように支援を行っている。

利用者の特性や希望によっては、支援の途中でも他機関へつなぐこともある。





## 平成31年度ユニバーサル就労の進捗状況について

### ①主体事業

(単位:千円)

No.	事業名	当初予算	事業内容
1	生活困窮者・ユニバーサル就労支援プロジェクト事業 就労準備支援事業	9,810	生活保護受給者及び生活困窮者に不足する就労に必要な知識・技能等を補うための就労に向けた準備支援を行う。
2	就労困難者就労支援事業☆	8,175	就労困難者に対し、アセスメントやキャリアカウンセリングを行い、個々の適性に合わせた就労支援を実施する。
3	協力企業等開拓事業(受け皿開拓)☆	9,810	就労困難者に多様な働き方を提供できる企業等を調査・訪問し、協力いただける事業所を開拓し就労・就職に繋げる。
4	協力企業等支援事業(支援付就労)☆	4,905	ユニバーサル就労に協力いただいた事業所での雇用継続のため、就労者や事業所に対する相談、支援を行う。
合計		32,700	

ユニバーサル就労支援センター利用状況			
	H29	H30	合計
相談実人数	95	105	200
支援延べ件数	1,290	2,309	3,599
(内 来所)	852	1,306	2,158
(内 同行)	113	223	336
(内 電話)	325	780	1,105
センター利用者	56	72	128
(内 年度内新規)	56	42	98
就労決定者	19	37	56
就職率			57.1%
企業説明会	10	11	21
参加企業	110	71	181
協力企業	51	47	98

主たる働きづらさ	支援者数	就職者数	就職率
体調不良	16	6	37.5%
コミュニケーションが苦手	8	4	50.0%
うつ・双極性障害	8	2	25.0%
仕事が継続できない	8	6	75.0%
高齢(65歳以上)	7	2	28.6%
就労経験がない	6	5	83.3%
発達障害	4	2	50.0%
就労ブランク	4	2	50.0%
脳梗塞等後遺症	4	3	75.0%
高次脳機能障害	3	2	66.7%
働く時間に制約がある	2	1	50.0%
その他	2	2	100.0%
合計	72	37	51.4%

※就職率=就職決定者実人数/新規利用者の合

利用者割合

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計
男性	15	5	11	10	11	2	1	55
女性	5	3	6	2	0	1	0	17
合計	20	8	17	12	10	4	1	72

協力企業業種

製造業	建築・土木	医療・介護	清掃	警備	運輸(運送・郵便)	接客・営業	派遣	農林業	産業廃棄物	その他
39	5	13	3	2	7	13	1	3	2	10

富士市ユニバーサル就労支援センター実績  
(平成31年3月末現在)



○静岡県静岡市（令和元年11月8日）

児童虐待について（児童養護施設静岡ホーム）現地視察

## 1. 運営主体

社会福祉法人 静岡ホーム

## 2. 目的

児童福祉法第41条に規定する「保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童」を入所させて、これを養護し、あわせて自立を支援する。

また、子育て短期支援事業（ショートステイ）による地域の子育て支援や里親支援を行うとともに、福祉専門職養成校の実習生を受け入れ人材の育成を図る。

児童養護施設 静岡ホーム事業計画（抜粋）

### 1. 事業概要

#### （1）施設運営

##### ア 児童養護施設の運営

○定員81名（暫定定員77名）

- ・ 本体施設（定員75名 → 暫定定員71名）
- ・ 地域小規模児童養護施設「のぞみ」（定員6名）

○職員43名

##### イ 子育て短期支援事業の受託

##### ウ 里親等施設実習事業の受託

##### エ 福祉専門職養成実習生の受け入れ

#### （2）基本方針

「キリストの愛」と児童憲章、児童の権利に関する条例等を基本に、互いの和を求め、心を1つにして児童の幸せと権利擁護を図るため、「愛育の実践」に努める。

#### （3）運営方針

入所児童の多くは虐待を受けた児童であって、障害のある児童が増加し、児童の抱える問題が複雑・多様化しており、養護を必要とする児童、愛着形成に課題のある児童、細やかな発達支援が必要な児童、自立支援を必要とする児童に「あたりまえの生活」を通して、基本的な生活習慣の確立や情緒安定を図り、適切な人間関係が築けるよう日々の生活の中から支援していく必要がある。このため、児童の養育にあたっては、児童の経験してきた複雑な養育環境や生得的特性に十分配慮し、児童の安全・安心を確保して、一人ひとりの児童が身体的、精神的、社会的に成長できるよう支援し、人間的成長を総合的に推進していく。



また、児童の最善の利益を念頭に、児童養護施設運営指針を基本として社会のニーズに的確に対応できるよう施設運営を図る。

## 2. 重点項目

### (1) 人権擁護と人権侵害の防止

児童養護施設は、子供たちの人権を守り、子供たちが安心して生活を営む拠点としての役割があるため、「懲戒に係る権限の濫用禁止について（1998年（平成10年）2月18日）」及び児童福祉法第33条の10に係る「被措置児童等虐待対応ガイドライン」の周知と「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」による自己点検、投書箱「こどものこえ」の設置などにより人権擁護と人権侵害の防止に取り組む。

### (2) 施設運営の質の向上

児童養護施設は、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準第45条の3の規定並びに2011年（平成23年）3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長通知により、自己評価の毎年の実施とともに、3年に1回以上の第三者評価の受審とその結果の公表・改善が義務付けられている。

2017年度（平成29年）に実施した第三者評価結果を踏まえ、児童養護施設運営指針に掲げられている目指すべき状態に近づけられるよう問題点の改善に取り組み、施設運営の質の向上を図る。

### (3) 児童の社会的自立の支援

就職で巣立っていく児童や進学していく児童の安定した生活基盤をつくるため、県社協の児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金や（独法）日本学生支援機構の給付型奨学金を活用するとともに、静岡ホーム自立支援基金により必要な資金を援助し、自立を支援する。また、保護者の支援が得られない退所児童の中には、直面する諸問題を自身で解決することもできず、また、相談する者もなく、就労や生活の維持が困難となって経済的に困窮し、自立生活が破綻してしまうことがあるため、施設入所中の自立に向けた支援や退所後の相談支援などを行う生活相談支援担当職員を配置して、児童の社会的自立を支援する。

### (4) 関係機関との連携・協力体制の確立

#### ア 児童相談所との連携

子供たちの養育は、児童相談所との良好な連携のもとにすすめられてこそ充実した成果を生み出すことができるので、定期連絡会を開催するなどにより相互理解を果たしていく。

#### イ 学校、地域との連携

子供たちが学校において正当な地位を占め、充実した教育を受けるために、学

校と常に連携し、相互理解を深め、協力関係を築いていく。

また、子供たちの生活が地域から引き離されることがないように、地域との多様で積極的な交流が尊重されなければならない。

グラウンドや楓ホールを開放するとともに、町内会との防災訓練の共同開催や子供会行事への参加、高齢者との世代間交流を実施する。

## (5) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

### ア 社会的養育推進計画の策定

2016年（平成28年）の児童福祉法等の一部を改正する法律を受けて、2017年（平成29年）8月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

厚生労働省は、家庭養育優先原則を徹底するため、2018年（平成30年）7月6日付けで発出した「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき2019年度末までに既存の都道府県計画を全面的に見直し、新たな都道府県社会的養育推進計画の策定を求めているところであり、施設においても、県市と調整しながら、概ね10年程度で実現することを念頭に置いた「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた計画を策定する。

### イ 小規模・地域分散化の推進

「できる限り良好な家庭的環境」を確保し、質の高い個別的なケアを推進するため、これまでの地域小規模児童養護施設（1カ所）に加え、当分の間、本体施設の2階を2グループ（幼児・小学生低学年男女）から3グループ（幼児・小学生低学年男子・小学生低学年女子）に再編成して小集団化し、小規模グループケアへの移行に向けた養育を行っていく。

また、新たな地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケア施設を設置するため、用地の取得や、賃貸物件の確保に努めていく。

### ウ 施設の多機能化・機能転換

#### （あ）一時保護の受け入れ

児童相談所は、野田市の小4児童の虐待死事件などを受けて、ためらわず一時保護するなどの対応を取っている。このため、一時保護児童が一時保護所の定員を超える状況となり、一時保護を委託してくるケースが増加している。

今後、小規模・地域分散化に伴う空きスペースを一時保護やショートステイ専用施設として活用していく考えであるので、暫定定員の範囲内で、措置児童への影響も考慮しながら、積極的に一時保護の受け入れを行っていく。

(い) 特別養子縁組家庭の支援

静岡市の特別養子縁組家庭の「ゆずり葉つむぎ会」が4月1日に組織され、静岡ホームに事務局を置いて特別養子縁組の普及・促進・発展のために活動するので、同会の活動及び特別養子縁組した子供たちが安定した環境で育つよう支援していく。

(6) 生活向上のための環境改善

(7) 職員の確保

(8) 職員の育成・定着

(9) 業務管理システムの運用



(所感)

委員長 簀戸利昭

<静岡県富士宮市>

ワンストップ福祉総合相談支援体制構築への取り組みについて

福祉関係の総合窓口として、市民の方を案内して、市民に寄り添った対応がなされているようである。福祉企画課と福祉総合相談課が同じフロアにあり、連携が取れている。それぞれの課に丸投げせずに、話を聞き対応するのは、難しいことかもしれないが、親身になって相談に乗る姿勢が必要と思えた。

<静岡県富士市(あったかおおぶち)>現地視察

「ふじのくに型福祉サービス」は介護保険制度の定着はしてきたが、障害者の受け入れ施設が少ない、地域にこのような施設があれば通うことも可能である。ただ、運営はかなり厳しい面もあるようである。

共生社会と言うのは簡単だが、ニーズもあるものの、障害者、引きこもり者への対応は難しいようである。地域とも連携され運営されている。本市でも取り組んでもらいたい。

<静岡県富士市>

ユニバーサル就労について

富士市では、ユニバーサル就労の推進に関する条例を制定され、誰もが働くことができる、条件を構築されている。企業側も協力的である。指定管理で運営のサポートをされ、税金に見合う、運営ではなさそうであるが、共生社会の構築に向けて、努力されている。職員の方も熱心で、8年間も携わっていた。

<静岡県静岡市(児童養護施設静岡ホーム)>現地視察

近年、児童虐待等により、命を落とすケースが報道されているが、その前で食い止める受け皿の施設である。子供たちにとっては、どんな親でも、親を慕う子供が多いそうである。親(保護者)のあり方に問題があるように思う。

施設では、かなり厳しい取り決めの中で、児童たちに接しておられる。

子供たちの今後の幸せと、自立を願わずにはられない。

(所感)

副委員長 柳 原 英 子

<静岡県富士宮市>

ワンストップ福祉総合相談支援体制構築への取り組み

福祉に係る相談や相談機関の連絡を実施する福祉相談窓口の設置をされている。井原市でも窓口がばらばらでなんとかかならないかという声はよくお聞きしている。

それぞれはしっかりと機能しているようでも地域包括支援センターが庁舎2階にあるというのは、やはり支援体制が整っているようには感じられないのではないかと思う。

やはり市民の立場にたって部署の配置を考える必要があると思う。

<静岡県富士市（あったかおおぶち）>現地視察

小規模多機能型居宅介護施設 障害者や高齢者の居場所

静岡県が目指す「ふじのくに型福祉サービス」。高齢者や、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らせる共生型福祉施設。

これからはとても重要に求められる福祉の形だと思う。

井原市においてもこのような考えで福祉政策をすすめていくことを求めている。

<静岡県富士市>

ユニバーサル就労支援事業

働きたくても働けないすべての富士市民を対象に市が就労支援する。

相談窓口は、市の生活支援課、くらし・しごと相談窓口（社協）からユニバーサル就労支援センターへ。

市民からの1万9千人の署名をうけ、議員提案から条例が作られる。内閣府の地方推進交付金の交付事業に。

働ける場所がある、一人ひとりの市民がいきいきと生活できることを目指した素晴らしい取り組みだと思う。協力してくださる企業ができてくるように井原市も努力すべきだと思う。

<静岡県静岡市（児童養護施設静岡ホーム）>現地視察

以前と違い最近では親の虐待によるものが多い。

父、母に精神的疾患や放任、怠惰、虐待や酷使など、子供たちを取り巻く環境は多くの支

援を必要としている。在園児たちが抱える障害もありそのケアも重要になっている。

井原市にはこのような施設はない。児童相談所も倉敷市にあり、遠い。数字としては、現れてはいないかもしれないが、相談窓口や児童相談所の機能を近くに置き、また一時避難所になるべきところも必要があると思う。



(所感)

委員 西 村 慎次郎

<静岡県富士宮市>

ワンストップ福祉総合相談支援体制構築への取り組みについて、視察を行った。ワンストップ福祉総合相談窓口となる福祉総合相談課は、相談を1つの窓口で受けて、必要に応じて必要な係へつなぐという役割を担っていた。ワンフロアで横の連携も強く、個人のスキルの高さも感じられた。市民ファーストと考え、横の連携がしやすい課の配置と、職員の人材育成が大事である。

また、富士宮市役所に入って目に入ったのは、どこにどういう課があるか、大きな字で表示板が設置されていて、わかりやすさを感じた。

<静岡県富士市（あったかおおぶち）>現地視察

ふじのくに型福祉サービスについて、視察を行った。障害者5名、高齢者18名の介護施設であった。障害者と高齢者の共存がうまくいっている様子をうかがうことができた。

ただ、介護士の人材不足と賃金の改善が課題のようで、介護施設運営の難しさがうかがえた。

<静岡県富士市>

ユニバーサル就労について、視察を行った。働きたくても働くことのできないすべての富士市民が働けるまちにすることを目指して、平成29年4月から「ユニバーサル就労の推進に関する条例」が施行され、推進されていた。

条例の策定まで短期間で前に進められている背景には、議員の努力もあるが、市長の「やる気」が一番のようであった。ユニバーサル就労支援推進事業として、さまざまな取り組みをされており、伺った取り組みが井原市でもできそうな取り組みであるか検討していきたい。

<静岡県静岡市（児童養護施設静岡ホーム）>現地視察

児童虐待について、児童養護施設である静岡ホームを視察した。児童虐待に関する全国状況や本施設の状況について伺った。

話を聴けば聴くほど、心の痛む話であった。虐待を受けた子が「人」として生きていける場の整備も大事であるし、虐待を受ける子をなくすための取り組みも大事であると感じた。

どこに目を向けて行けばよいか考えていきたいと思う。

(所感)

委員 惣 台 己 吉

<静岡県富士宮市>

ワンストップ福祉総合相談支援体制構築への取り組みについて

(地域包括支援センターを基盤にした総合相談窓口の設置)

平成29年度まで福祉総合相談課

- ・地域支援係
- ・福祉相談支援係 (富士宮市地域包括支援センター 女性相談員をはじめとする福祉関係の相談を一元化)

平成30年度

- ・福祉企画課－地域包括ケア推進係 (富士宮市地域包括支援センター)
- ・福祉総合相談課－福祉相談支援係

地域包括ケアシステム－高齢者も障がい者も子供も、「誰もが」「住み慣れた地域の中で」「尊厳を保ち」「幸せに・健やかに」「安心・安全」な日常生活を営むことができる「まち」を目指す。

高齢・障害・児童福祉、DV、所得保障など相談窓口がバラバラであった従前の体制から、重層的な課題を抱えている困難事例に対応し、適切な支援がスムーズに実施できるようなシステムづくりが求められるようになり、その中において取り組まれた「福祉総合相談窓口の設置」についての視察をした。

<静岡県富士市 (あったかおおぶち) > 現地視察

ふじのくに型福祉サービスについて

小規模多機能型居宅介護

障害福祉サービス事業所 (基準該当生活介護・基準該当短期入所)

- ・富士市との関係について、財政支援、情報交換・情報提供、全体の協議の場について
- ・経営上の課題と将来構想について
- ・行政 (国・県・市) に望むことについて

高齢者と障害のある人も子供たちも一緒に過ごすひと時、「利用者がもっと自由に、自分を解放して過ごせる場所にしていきたい」という理念のもと、平成22年から障害のある人を雇用したり特別支援学校の生徒を実習生として受け入れるなど就労支援にも積極的に取り組んでおられるが、経営的にも労働環境も非常に厳しい。

## <静岡県富士市>

### ユニバーサル就労について

様々な理由により働きたくても働くことができない状態にあるすべての人がその個性や意欲に応じて能力を発揮し、社会を構成する一員として社会経済活動に参加することを基本とし、市、市民、事業者及び事業者団体の協働により推進されなければならないという基本理念のもと

- ・一般的な就労支援との違い
- ・どのような人が相談
- ・支援対象者か
- ・実際に就労に至った具体的な事例
- ・就労後のフォローについて
- ・直近の相談実績について

など説明を受けた。

「ユニバーサル就労」推進事業の取り組みとして市議会で「政策的な議員提案条例」の制定を全国で初めての検討に取り組んだ。

## <静岡県静岡市（児童養護施設静岡ホーム）> 現地視察

### 児童虐待について

児童福祉法第41条に規定する「保護者のない児童、虐待されている児童その他、環境上養護を要する児童」を入所させて、これを養護し、あわせて自立を支援する。

また、子育て短期支援事業（ショートステイ）による地域の子育て支援や里親支援を行うとともに、福祉専門職養成校の実習生を受け入れ人材の育成を図ることを目的に運営されている。

- ・児童虐待の早期発見について（行政との関係を含む）
- ・その後の対応における現状と問題点について
- ・現在の経営上の課題と行政等関係機関に求めたいことについて

など研修した。

(所感)

委員 藤原浩司

<静岡県富士宮市>

ワンストップ福祉総合相談支援体制構築への取り組みについて

(地域包括支援センターを基盤にした総合相談窓口の設置)

医療、介護、民生委員等、地域の団体と社会福祉協議会が具体的に関り、さまざまな委託事業、指定管理制度等行政として他市にない特異な事業、補助金を出し運営している。

全ての窓口を一本化することで職員の認識も窓口という認識はなく窓口が違っても職員が動き対応していた。

全ての課との連携を保つため夜の会議も多いが職員が共通認識を持つためモチベーションを保つ努力をしている。

市庁舎へ一歩入れば一階に福祉の窓口が横並びにあり、窓口の名称も大きく分かりやすくなっており、さすがワンストップ福祉総合窓口の取り組みに意欲が見られた。

我が井原市も既設の税務課を包括の窓口と入れ替え一階を全て福祉窓口にするべきである。

<静岡県富士市(あったかおおぶち)>現地視察

富山型福祉施設を目指している、ふじのくに型小規模多機能施設。

高齢者と障害者が共に生活している小規模多機能施設で現在18人の高齢者と5人の障害者が生活している。福祉の場で働く人材が少なくなっており人材不足と賃金安に苦慮されていた。高齢者介護福祉は法律の括りが厳しく運営はとても厳しいが、障害者福祉の方が柔軟な考えが出来るので運営しやすいと言われていた。

小規模多機能の施設の制限人数が20人以上なら運営は円滑に行くが20人以下では運営は難しく、職員の賃金も県の最低賃金にしかならないとのことであった。井原市では結構利益を出している施設が多いが井原市の補助金、本人負担等も他市と比べ研究する必要がある。また、障害者が18歳以上になって行き場所が無い現状、小規模多機能施設との絡み、終身老人ホームとの連携絡みも研究課題と思う。

<静岡県富士市>

ユニバーサル就労について

ユニバーサル就労を拓げる親の会が19,000人余りの署名を添えて市に要望し、市長、市議会が率先して取り組んだ大プロジェクトで働きたいのに働けずにいる全ての人が活躍できるまちづくり、内閣府が1/2の補助事業である。

この事業は障害者を含め、さまざまな方の相談に対応出来るユニバーサル就労支援センターを立ち上げ市窓口と連携を取り相談者のニーズに合った就労を紹介していた。その為に1200社の地元企業に出向き就労につなげるため訪問して現在126社との就労につなげていた。もちろん富士市の80以上の課でも60課で雇用もしていた。市と市民、企業との連携、障害者施設等さまざまな団体も協力し就労につなげるため日々奮闘されていた。

生活保護受給者にも相談指導し就労につなげ財政圧迫をも回避になっていた。これは障害者も同じことで自立支援につながり財政圧迫の回避になる。

我が井原市も市長の理解議会の理解を得、井原市内の企業にも賛同して戴き富士市の取り組みのスマールバージョンをするべきである。要はトップ、職員のやる気である。

#### <静岡県静岡市（児童養護施設静岡ホーム）>現地視察

児童虐待で傷つき病んだ子供たちを更生し、家庭に帰る子、養子縁組する子とさまざまな療育を手掛け子供たちを守る施設であるが、やはり児童相談所が介入しないと入れない施設であった。一時預かりもあるがこれも児童相談所の判断である。今の日本の子ども対親の法律は締め括りが多く児童相談所の介入が無ければ施設の療育は受けれない。

地元公共団体の子どもに対しての判断でシェルター機能的な施設が全国各市町村で絶対に必要である。デリケートな部分ではあるが各市長会や県知事の会、または国会議員とひざを交えて真剣に取り組む喫緊の課題である。

(所感)

委員 三輪 順治

<静岡県富士宮市>

ワンストップ福祉総合相談支援体制構築への取組みについて

<ワンストップ福祉総合相談機能について>

平成30年度以降、3課・3係（福祉企画課地域包括ケア推進係、福祉総合相談課福祉相談支援係、健康増進課健康増進係）が連携し、窓口を来訪される市民に対して、その相談内容を課題ごとに交通整理し、また、関係窓口とのネットワークを進められている（入り口が一つで出口が多様化）。

その相談受理に当たっては、主として上述の福祉総合相談課（富士宮市地域包括支援センター）が窓口となり、家庭児童相談、障害者相談、高齢者虐待・成年後見制度等の相談、生活困窮者等、重層的な課題対応に当たっている。

また、ネットワークの構成として、弁護士、司法書士、警察、病院医師、障害者施設、介護保険事業者、精神保健福祉士等からなるケア会議・事例検討会などを開催し、支援が必要な方たちへの対応がなされている。

今日、家庭を取り巻く諸問題は様々な領域にまたがっており、「地域共生社会」に向けた取り組みとして大なる示唆を得た。

総じて、取り組みのシステムとしては先駆的なところが多いが、最大の問題は「それぞれの部署での最良な人材の確保」であると感じた。

<静岡県富士市（あったかおおぶち）>現地視察

ふじのくに型福祉サービスの現場から・・・小規模多機能型居宅介護施設訪問

<施設・・・「あったかおおぶち」を訪問して>

静岡県では、年齢や障害の有無にかかわらず、制度や窓口の垣根を越えて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「ふじのくに型福祉サービス」を進めている。

つまり、「居場所」、「ワンストップ相談」、「共生型福祉施設」の3つのキーワードの具体化に取り組まれている。

今回の視察先は、障害福祉サービス事業所を併設したものであり、富士山のふもとでの素晴らしい環境の下で、「あったかおおぶち」の開設者の思いを聞いた。

結論として、経営者の献身的な努力に負うところは多いものの、施設運営のための安定した継続資金が欲しい、介護者の給与を上げないと人材難の状態が続く（時給が低い）、働き方改革の実施の前に財源の確保策が必要であると感じた。

行政側も、こうした現場の声を「予算」という形でしっかり確保すべきであろう。政策経



費のスクラップ&ビルドの必要性の典型例を見た思いである。

<静岡県富士市>

ユニバーサル就労について・・・富士市の取り組みから

<働きたくても働くことのできないすべての富士市民が働けるまちにすること>

平成29年4月、富士市では全国に先駆け「富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例」を制定・施行。

先立つこと3年前、市民団体から障害者（児）が働くことに困らない様に障害者雇用に積極的な企業の誘致、支援を要望（署名者数:1万9千人余）。

翌年、市議会内に「ユニバーサル就労推進議員連盟」が設立（議員36名中33人参加）。

こうして、行政サイドとしても、障害者の枠を超えすべての働きづらさを抱えた方の就労を支援できる体制を立ち上げた。

特徴は”ひとり一人に合わせたオーダーメイド”の支援の存在。協力企業の協力と理解を得て、「就労体験」などを経て、雇用契約のもとでの就労を実現させているところだ。

現在協力企業等は100社を超えているが、確実に「ユニバーサル就労相談窓口」を通して、その輪が広がっていくと思われる。

各地方都市でも、国（厚生労働省）も注目すべき取り組みであると感じた。

<静岡県静岡市（児童養護施設静岡ホーム）>現地視察

児童養護施設静岡ホームを訪問・・・「愛と感謝」のとりで

<児童虐待の実態とその対応について>

児童虐待の内容は、依然として「心理的虐待」（特に夫婦間のトラブルが虐待につながるケースが多い）、「身体的虐待」と続く。その件数も、右肩上がり。

施設入所の居場所として、児童養護施設、乳児院、里親委託（里親制度）等あるが、今後児童養護施設が減少し、里親委託制度が増加の傾向だそうだ。

居場所の確保は、絶対必要であるが社会全体で包み込む制度のシステムが必要であると感じた。

特に現存の施設に対しては、適切な人員の確保と運営財源の安定化が不可欠と感じたが、施設卒業後の生き方、養子縁組制度の在り方など課題が多いと感じた。

この度の市民福祉委員会行政視察は、地域包括ケアシステム、児童虐待、高齢者・障害者等の施設の現状と課題さらに生活困窮者を含めた先駆的就労システムについて多くのことを学ばせていただきました。

今後の議員・議会活動に活かして参りたいと思います。

(所感)

委員 大 滝 文 則

◎考察概要

今回の委員会視察は、福祉関連のサービス提供に係る視察でした。いつもながら、特徴ある施策を行っている市町においては首長のリーダーシップが大きく作用していると感じる視察でありました。

<静岡県富士宮市>

ワンストップ福祉総合相談支援体制構築への取り組み

富士宮市は人口128,501人(2019年10月1日)面積389.08km<sup>2</sup>の静岡県中部の古くから製紙業が盛んであり近年は輸送用機器・化学工業・医療用機器などの製造業を中心として発展している市であります。

今回の視察において富士宮市においては高齢・障害・児童福祉・DV等の福祉関連相談窓口がバラバラであったことから「ワンストップ福祉総合相談支援体制」を構築され、相談は一つの窓口で行うが本来対応すべき窓口へしっかりと繋げることにより問題の解決へ向けての一元化の行動が出来ていると感じました。

井原市においては行政規模の違いから同様のサービスを行う為のマンパワー不足を感じながらも、関係機関・部署のより良い連携の在り方をさらに深めていく体制が不可欠と思う視察になりました。

<静岡県富士市(あつたかおおぶち)>現地視察

ふじのくに型福祉サービスについて

ここでは現地視察を行い静岡県が進める「ふじのくに型福祉サービス」のなかで、高齢者介護サービスと障害者福祉サービスを同一の施設で行う共生型福祉施設に伺いました。

理事長から、高齢者も障害のある人も子ども達も一緒に過ごせる場所づくりによる、地域の福祉課題に取り組まれている熱い思いとひたむきな姿勢を伺いました。また、人手不足等の福祉施設がかかえる課題についても伺い今後益々進んでいく少子高齢化の対応の難しさを改めて感じました。

<静岡県富士市>

ユニバーサル就労について

富士市は人口245,078人（2019年10月1日）面積244.95km<sup>2</sup>の静岡県東部の市であります。

市民の誰もが社会を構成する一員として活躍し、自立した生活を送ることができる社会を実現するため就労意欲のある全ての人に機会が提供される環境整備の為全国初の「富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例」を制定され、事業者団体また関係機関との連携等を構築され推進体制を整備されているとの話を伺いました。

井原市においては同様な施策を行う事は行政規模の違いからなかなか難しいとは思いますが、働きたい人のサポートの在り方について今後研究していきたいと感じる視察でありました。

#### <静岡県静岡市（児童養護施設静岡ホーム）>現地視察 児童虐待について

ここでは現地視察を行いました。入所児童の多くは虐待を受けた児童であるなどの状況説明から、近年の里親制度の動向や自立までの支援体制について伺いました。問題が複雑多様化する中で児童の最善の利益を念頭に運営を行っておられる話に、どうにも出来ないジレンマと非情な社会の歪を改めて感じる視察でありました。